

# PCB

(ポリ塩化ビフェニル)



# 処分して！

栃木県 PCB

検索

PCBは、電気機器用の絶縁油などとして様々な用途で使われてきましたが、有害であることが判明し、現在は製造や新たな使用が禁止されているとともに、PCBを保有している事業者の皆さまは、法で定められた期限までに処理することが義務づけられています。



変圧器(トランス)



コンデンサー



蛍光灯安定器

## ・高濃度 PCB 廃棄物の処理期限は、

変圧器・コンデンサー：

処理期限 到来/2022（令和4）年3月末

安定器・その他：

処理期限 到来/2023（令和5）年3月末

## ・低濃度 PCB 廃棄物の処理期限は、2027（令和9）年3月末

- 処理期限が迫っています！
- 処理期限を過ぎると処分できません！
- 処分しないと罰則の対象となります！

すぐに適正処理

詳しくは、裏面を御覧ください



栃木県

# 01

## 「県へ保管状況の届出（毎年度）」

下表（提出先）に記載の県の環境森林（管理）事務所宛て届出  
※ 「04 搬出・処分」完了の翌年度まで届出が必要です。

# 02

## 「処分業者・運搬業者と契約」

無害化処理認定施設

検索

【低濃度】無害化処理認定施設等と処理委託契約を締結

※令和7（2025）年4月1日から中小企業者等を対象として環境省による低濃度 PCB 廃棄物等に係る助成が開始されることとなりました。期限内処分に向け、積極的にご活用ください。詳細については、別添案内又は以下 URL をご参照ください。 <https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/>

# 03

## 「県へ処分終了の届出」

全ての P C B 廃棄物の処理委託契約の締結後、契約日から 20 日以内に届出  
【届出】下表（提出先）に記載の県の環境森林（管理）事務所宛て

# 04

## 「搬出・処分」

搬出するまでは、機器の紛失や P C B の漏洩防止など、適正に保管  
搬出時には、管理票（マニフェスト）を交付。管理票は 5 年間保存

| 届出の提出先〈郵送又は持参〉                                               | 管轄市町                                           |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 県西環境森林事務所 環境対策課<br>〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL0288-23-1000      | 鹿沼市・日光市                                        |
| 県東環境森林事務所 環境対策課<br>〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL0285-81-9002     | 真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町                       |
| 県北環境森林事務所 環境対策課<br>〒324-0041 大田原市本町 2-2828-4 TEL0287-22-2277 | 大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・那珂川町・塩谷町<br>高根沢町・那須町 |
| 県南環境森林事務所 環境対策課<br>〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL0283-23-4445      | 足利市・佐野市                                        |
| 小山環境管理事務所 環境対策課<br>〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL0285-22-4309     | 栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町                            |